

募集型企画旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、(株)クロノス・インターナショナル(東京都港区新橋5-27-1 観光庁長官登録旅行業1584号)(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
 (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。
 (3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページまたはパンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)および、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1) 当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社」といいます。)にて必要事項をお申込のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の20%以内となります。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いたしました場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社から契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

ホームページにてお申し込みの場合、当社は当社サイトにて所定の事項を入力のうえ、サイト上でクレジットカードにより次に定めた申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときにその一部として繰り入れます。旅行契約は当社が申込金を受領し、契約の締結を承諾したときに成立するものといたします。

旅行契約は予約完了時に「契約締結証明画面」を表示したときに成立いたします。

旅行代金		申込金(おひとり)
出発日の前日から起算してさかのぼって60日前にあたる日まで	出発日の前日から起算してさかのぼって61日以前	
50万円以上	10万円以上旅行代金まで	10万円以上旅行代金の20%以内
30万円以上 50万円未満	5万円以上旅行代金まで	5万円以上旅行代金の20%以内
15万円以上 30万円未満	3万円以上旅行代金まで	3万円以上旅行代金の20%以内
10万円以上 15万円未満	2万円以上旅行代金まで	2万円以上旅行代金の20%以内
10万円未満	旅行代金の20%以上旅行代金まで	旅行代金の20%

※次の場合には、旅行代金の20%を超える金額を申込金として收受することがあります。①当社が取引条件説明書面で申込金の使途を表示する場合 ②お客様がクレジットカード払いを選択した場合 ③その他お客様が希望した場合
 ※特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。ローンご利用の場合

(2) 【1】当社は電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社はお預りの承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認の上、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。

【2】ネットで予約・販売でお支払いをする場合には当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。

(3) 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社から授受したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第25項(3)の定めにより契約が成立します。

(4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第29項による第三者提供が行なわれることについて、構成本人の同意を得るものとします。

(6) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に貰い、又は将来貰うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. お申し込み条件

(1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などをした場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5) お客様が風流を発生したり、偽計や威力を用いて当社からの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も立ちお申し出ください)。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申出ください。

(7) 前号の申出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。それに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺い又は書面でそれらを申し出してくださいことがあります。

(8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申込みいただいた措置手配を手配できない場合は旅行契約の適用をお断りし、又は旅行契約の解約をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(9) 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は(1)(2)をお申込みの日から、(6)(7)(8)はお申出しの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

(10) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療が必要となる状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

(11) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別条件でお受けする場合があります。

(12) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(13) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ・パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関・宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。(原則として旅行開始日の2週間前に~7日前にお渡します。)年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡すことがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡すことがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日前に当たる日以降、21日目(あたる日より前にお支払いいただけます)。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目(あたる日よりにお申込みの場合は、旅行開始日の前日の当社から指定する日までにお支払いいただけます)。また、当社とお客様が第25項に規定する通常契約を締結しない場合であっても、お客様の旅券カード会社のカード会員である場合で、お客様の旅券があるときは、提携会員のカードよりお客様の署名無にして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます)や第15項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加代金および第14項記載の交替手数料をお支払いいただけます。また、この場合のカードの利用料は、お客様からお申出がない限り、お客様の承諾日をいたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項(1)の「申込金」、第15項(1)の【1】のアの「取消料」、第15項(1)の【2】のアの「違約料」、および第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行行程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に応じるため、一定の期間における一定の条件に限りありながら旅行者に一律に課せられるものに限ります。】)を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、ホームページ・パンフレット等に明示します。

(2) 旅行行程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所・旅行日程ごとに客室負担)と表記してある場合を除きます。

(3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)

(4) 旅行日程に明示した宿泊の料金および税・サービス料金(旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。ホームページ・パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)

(5) 旅行日程に明示した食事の料金および税・サービス料金

(6) 航空機による手荷物の運搬料金

航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金(ご利用航空会社及びご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物料金に伴い一部含まれない場合もございます。)

(7) 現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。)

但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいる等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。

(8) 添乗員同行コースの同行費用

上記費用にお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

(9) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ

該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徵収および返金はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(9)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)

(2) 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物金等、および前項(6)における航空会社の定める手荷物の有料分

(3) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料

(4) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金)

(5) ご希望のみに参加されるオプショナル・ツアー(別途料金の小旅行)の料金

(6) 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)

※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徵収し、減額になったときはその分を返金します。(前項(9)のコースの燃油サーチャージは除きます)

(7) 旅行日程に明示した国・都市において、現地で直接徴収される宿泊等の税金・諸税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課す追加費用(新設されたものも含む)。ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示した場合を除きます)

(8) 日本国内の空港施設使用料等

(9) 日本国における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

(10) 旅行日程中の国際観光旅客税、空港税等(ただし、国際観光旅客税、空港税等を含んでることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます)

(11) 特別な配慮・処置に要した費用

10. 追加代金と割引代金

(1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)

(1) お一人部屋を使用される場合の追加代金

(2) ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金

(3) 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の追加代金

(4) ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金

(5) ホームページ・パンフレット等で当社が「C-Cラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額

(6) 国内線特別代金プラン

(7) その他ホームページ・パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの(ストレートチケット追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレット等に記載した場合の追加代金等)

(2) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます)

(1) ホームページ・パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金

(2) その他ホームページ・パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの

11. 旅券・査証について

(1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自分で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を支し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてその責任を負いません。

(2) 渡航の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ・パンフレット等は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

(1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与しないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合はやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

(2) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、ホームページ・パンフレット等に特に記載する場合を除き、IT運賃(包括旅行用運賃)を適用しているため、当社が予約・発券済み航空便の全区間を利用することができます。ただし、旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様にご連絡いたします。

(2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4) 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を含みます)が導入されたときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
【1】ホームページ又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
【2】ホームページ又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
【3】ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額)ホームページ又は確定書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります)		
【4】ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		
【5】ホームページ又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更		
【6】ホームページ又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更		
【7】ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)		
【8】ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更		
【9】上記【1】～【8】に掲げる変更のうちホームページ又は確定書面のツアーカード中に記載があつた事項の変更	2.5%	5.0%

注 1:ホームページの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更について1件として取り扱います。

注 2:【9】に掲げる変更については、【1】～【8】の料率を適用せず、【9】の料率を適用します。

注 3:1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合 1 该当事項毎に 1 件とします。

注 4:【4】【7】【8】に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊につき複数次した場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 变更として取り扱います。

注 5:【3】【4】に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 6:【4】運送機関の会社名の変更、【7】宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注 7:【4】運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を含む場合には適用しません。

注 8:【7】宿泊機関の等級は旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト若しくは当社のウェブページで閲覧の供しているリストによります。

24. 交通契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

(1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。

(2) 申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

(3) 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社が e-mail 等の電子承認通知による方法により通知する場合は、その通知をお客様に到達した時に成立するものとします。

(4) 当社は提携会社のカードにより所定の伝票上の会員の署名なくしてホームページ・パンフレット等に記載する金額の旅行代金又は「第 15 項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

(5) 契約解除のお申出があつた場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30 日以内)をカード利用日として払い戻します。

(6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までにお支払いいただけない場合は第 15 項(1)の【1】アの取消料と同額の違約料を申し受けます。

25. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客様にはそのご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えまして、ご出発に際し、お客様ご自身で海外安全ホームページをご確認いただくようお勧めいたします。

また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる
外務省のシステム「たびレジ」への登録をお勧めします。
<https://www.ezairyo.mofa.go.jp/tabireg/>

26. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」でご確認ください。
<https://www.forth.go.jp/>

27. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを補償するため、お客様ご自分で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

28. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受けできないことがあります。

取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

(2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、旅行の安全確保に必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ及び第 5 項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、官公署、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗された航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。また、一部のコースにおいて、同意をいたしましたお客様については、観光庁の「ツアーセーフティーネット」(緊急時においてお客様の安否確認等の連絡のための海外安全情報プラットフォーム)にお客様を登録するためには範囲内で観光庁等に電磁的方法などにより提供いたします。なお、お申込みいただいくどさには、これらの個人データの提供についてお客様に同意をいただくものとします。その他、当社は、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャバーンのご案内②旅行参加後の「意見」ご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(3) 当社は、旅行中は疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあす旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を委任へ委託することができます。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

(5) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込みの簡素化、催し物内容等をご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社クロノス・インターナショナルのホームページ https://www.kronos.co.jp/privacy_policy.html をご参照ください。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

30. その他

(1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回りに伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜をはかるため土産品店にご案内することができますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いいたしかねます。免税扱いがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産品店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワントン条約や国内諸法令により日本の持込が禁止されている品物がございまので、ご購入には充分ご注意ください。また、税関手続きの状況、航空機の運航などによる乗継時間の短縮などの理由により免税手続きが出来ないことがあります。その場合でも当社はその責任を負いません。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4) ごども代金は、旅行開始日当日を基準に満 2 才以上～12 才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 才未満の航空座席および客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。

(5) 当社が募集型企画旅行契約により旅行を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはホームページ・パンフレット・表紙等に記載している発空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。

(6) 日本国内の空港等から、本項(5)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。

(7) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマリエージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第 20 項(1)および第 24 項(1)の責任を負いません。

(8) お客様の二マ字氏名をお申出または記入された際には、ご旅行に使用されるバスポートに記載されている通りにお願いいたします。お客様の氏名が誤って記入された場合、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社では、お客様の交替の場合に記して、第 14 項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第 1 項の当社所定の取消料をいただきます。

(9) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品は、ホームページ・パンフレット等に特に記載のある場合を除き、原則として航空座席の指定・並び席および客室の眺望・階数指定等を承ることはできません。

(10) 契約書面(企画書面(ご旅程表含む)及び本ご旅行条件書)等に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。